

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、
保険料が減免となります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、
又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ **保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方
⇒ **保険料の全部または一部を減免**

※保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- **保険料の減免額**は、**減免対象保険料額** (A×B/C) に**減免割合** (D) をかけた金額です。

減免対象の保険料額 (A×B/C)

- A:世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

生計維持者の合計所得金額に応じた減免割合 (D)

- 300万円以下の場合：全部(10分の10)
400万円以下の場合：10分の8
550万円以下の場合：10分の6
750万円以下の場合：10分の4
1,000万円以下の場合：10分の2

※(D)の減免割合は、事業の廃業や失業の場合、10分10になります。

申請期限は令和4年3月31日(木) (郵送の場合は必着) です。早めの申請をお願いします。

中野区 保険医療課 資格賦課係

電話：03-3228-5511 メールアドレス：hokeniryo@city.tokyo-nakano.lg.jp

ホームページにも関連情報を掲載しております。(中野区 国保 コロナで検索)

<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/217500/d028964.html>